## 県内の患者の発生状況

## 1 検査陽性者の状況 (今和2年9月15日 24時現在)

(単位:人)

						\ 1	
検査実施者数							
	陽性者数	:(累積)					
		入院	中等症以下	重症	宿泊療養	死亡	退院
50, 737	2, 502	113	103	10	13	55	2, 321
+483	+24	+2	+1	+1	0	0	+22

#### [検査内訳]

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	28, 192		28, 192	1, 552
地分稱土物九州寺	+226		+226	+10
民間検査機関等	17, 479	5,066	22, 545	950
(医療機関等)	+175	+82	+257	+14
合計	45, 671	5, 066	50, 737	2, 502
□ р1	+401	+82	+483	+24

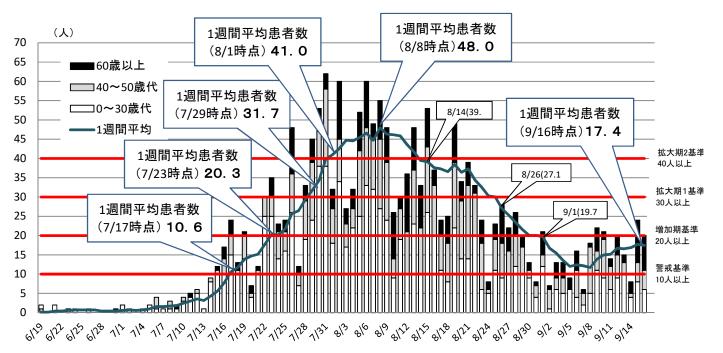
※医療機関等からの報告により集計

※下段は前日比

#### [入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引
入院	663	113	550
うち重症対応	110	10	100
宿泊	698	13	685
合計	1, 361	126	1, 235

## 2 6月19日から9月16日に発生した患者の状況(1,823人)



### (1) 男女別患者数

区分	$(6/19 \sim 9/16)$			
	患者数	(%)		
男性	1,015	55. 7		
女性	806	44. 2		
非公表	2	0.1		
計	1,823	100.0		

## (2) 年齢別患者数

20歳代を中心に若者が多いが、直近1週間で40代以上の割合が増加している。

区分	(6/19~	-9/16)
四刀	患者数	(%)
10代未満	72	3. 9
10代	128	7.0
20代	500	27.4
30代	257	14. 1
小計	957	52.5
40代	271	14.9
50代	251	13.8
小計	522	28.6
60代	139	7.6
70代	110	6.0
80代	60	3. 3
90代以上	31	1. 7
小計	340	18.7
非公表	4	0.2
計	1,823	100

### (3) 職業別患者数

区分	$(6/19\sim 9/16)$		
	患者数	(%)	
学生等	186	10. 2	
会社員等	871	47.8	
自営業	118	6. 5	
無職	302	16.6	
不明・調査中	346	19.0	
計	1,823	100	

# (4) 管轄保健所別患者数:都市部に多いが、他の地域でも発生が認められてきた。

		(6/19	~9/16)
	区分	患者数	(%)
県	所管		
	芦屋	63	3.5
	伊丹	132	7.2
	宝塚	126	6.9
	加古川	64	3.5
	加東	46	2.5
	中播磨	5	0.3
	龍野	14	0.8
	赤穂	14	0.8
	豊岡	3	0.2
	朝来	9	0.5
	丹波	8	0.4
	洲本	18	1.0
	小計	502	27. 5
	神戸市	630	34. 6
	姫路市	99	5. 4
	尼崎市	266	14.6
	西宮市	249	13. 7
	明石市	77	4.2
	小計	1321	72. 5
	合計	1,823	100.0

#### (5) 感染経路別患者数

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

				, ,
発生地		感染推定場所	(6/19~	-9/16)
76.1.26		公未正之物//	患者数	(%)
		飲食店	40	2.2
		家庭	258	14. 2
		職場等	89	4. 9
	友	人との会食・談話等	59	3. 2
ı <b>□</b> .⊥.		クラスター	143	7.8
県内		医療機関 高齢者福祉施設	(76)	(4. 2)
		学校・園	(21)	(1.2)
		飲食店	(13)	(0.7)
		職場	(33)	(1.8)
	その他		248	13. 6
		小計	837	45. 9
		飲食店	39	2. 1
		職場等	22	1.2
県外	友	人との会食・談話等	24	1. 3
	その他		62	3. 4
小計		147	8. 1	
調査中		314	17. 2	
	不明			28.8
_		合計	1,823	100

## 「9月3日から9月9日 (7日間)」と「9月10日から9月16日 (7日間)」の比較

## (1) 男女別患者数

区分	9/3~	9/9	9/10~9/16	
四月	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	43	44. 3	79	48.8
女性	54	55. 7	83	51.2
非公表	0	0.0	0	0.0
計	97	100.0	162	100.0

## (2) 年齢別患者数

区分	9/3~	9/9	9/10~	~9/16
<b>四</b> 万	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	1	1.0	8	4.9
10代	4	4.1	7	4.3
20代	14	14.4	24	14.8
30代	20	20.6	29	17.9
小計	39	40.2	68	42.0
40代	17	17.5	23	14. 2
50代	17	17.5	30	18.5
小計	34	35. 1	53	32.7
60代	10	10.3	15	9.3
70代	6	6.2	13	8.0
80代	4	4.1	11	6.8
90代	4	4.1	2	1.2
100代	0	0.0	0	0.0
小計	24	24.7	41	25.3
非公表	0	0.0	0	0.0
計	97	100	162	100

## (3) 職業別患者数

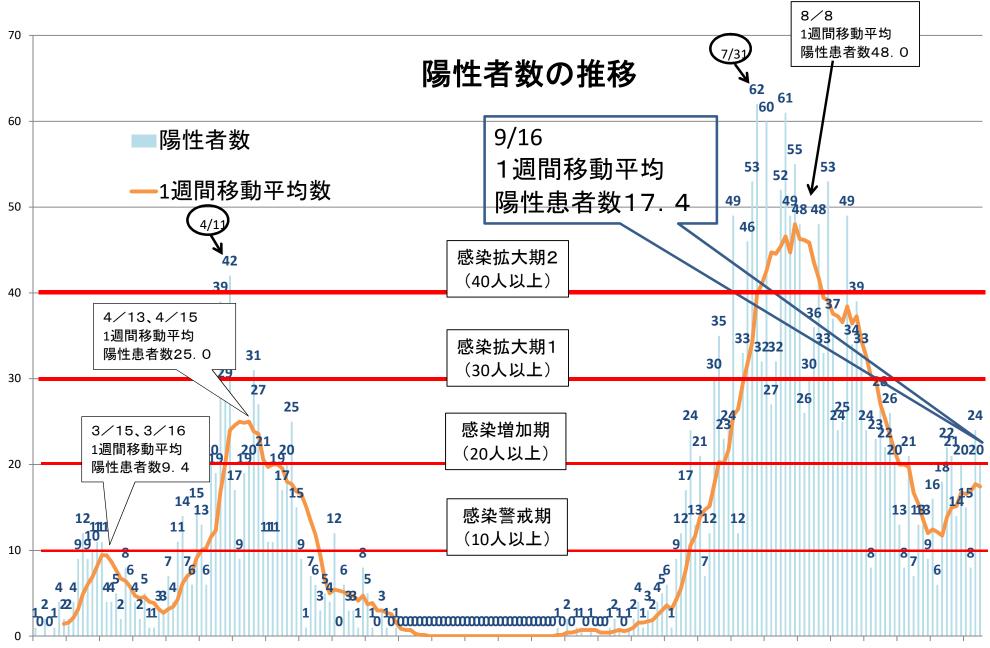
区分	9/3~9/9		9/10~9/16	
	患者数	(%)	患者数	(%)
学生等	6	6.2	10	6.2
会社員等	36	37. 1	48	29.6
自営業	6	6.2	10	6.2
無職	15	15. 5	33	20.4
不明・調査中	34	35. 1	61	37. 7
計	97	100	162	100

## (4) 管轄保健所別患者数

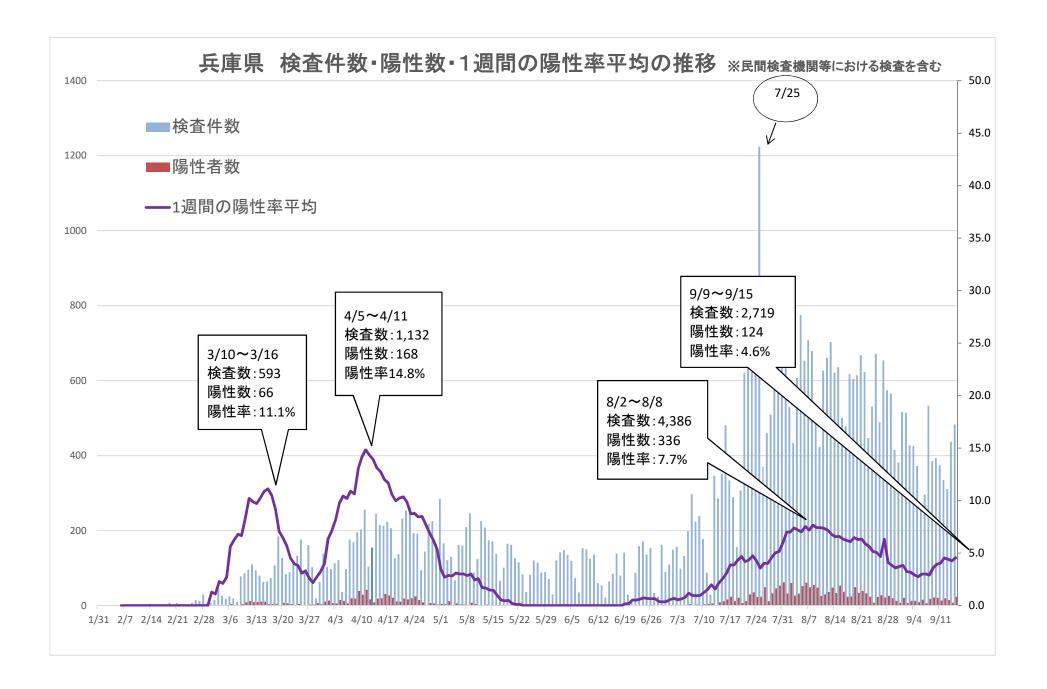
		9/3	<b>~</b> 9/9	9/10	~9/16
	区分	患者数	(%)	患者数	(%)
県	所管				
	芦屋	1	1.0	1	0.6
	伊丹	11	11.3	15	9.3
	宝塚	6	6. 2	11	6.8
	加古川	4	4. 1	1	0.6
	加東	1	1.0	0	0.0
	中播磨	0	0.0	0	0.0
	龍野	4	4. 1	3	1.9
	赤穂	0	0.0	0	0.0
	豊岡	0	0.0	0	0.0
	朝来	0	0.0	0	0.0
	丹波	0	0.0	0	0.0
	洲本	0	0.0	3	1.9
	小計	27	27.8	34	21.0
	神戸市	30	30.9	46	28.4
	姫路市	9	9.3	21	13.0
	尼崎市	16	16. 5	39	24. 1
	西宮市	12	12. 4	16	9. 9
	明石市	3	3. 1	6	3. 7
	小計	70	72. 2	128	79.0
	合計	97	100.0	162	100.0

### (5) 感染経路別患者数

感染推定場所	9/3~	<b>~</b> 9/9	$9/10\sim 9/16$		
松朱在足場內	患者数	(%)	患者数	(%)	
飲食		-	2	1.2	
家庭	15	15. 5	22	13.6	
学校	_	_	1	0.6	
福祉施設• 医療機関	4	4.1	16	9. 9	
職場	7	7.2	6	3. 7	
友人			3	1. 9	
その他	8	8.2	4	2.5	
調査中	63	64. 9	108	66. 7	
計	97	100	162	100	



3/1 3/8 3/15 3/22 3/29 4/5 4/12 4/19 4/26 5/3 5/10 5/17 5/24 5/31 6/7 6/14 6/21 6/28 7/5 7/12 7/19 7/26 8/2 8/9 8/16 8/23 8/30 9/6 9/13



## PCR検査について

## 1 地域外来・検査センター(検査センター)

(1) 現在運営中の検査センター実績

令和2年9月15日現在

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
加古川・高砂PCR検査	査センタ	淡路圏域地域外来・検	査センタ	_	
令和2年8月28日か	いら運営	令和2年9月1日から運営			
実施回数・件数	受診 件数	陽性 者数	実施回数・件数	受診 件数	陽性 者数
延べ9日	<u>47</u>	<u>2</u>	延べ11日	<u>17</u>	<u>0</u>

- (2) 新たに設置する検査センターの概要
- ① 設置場所 非公表
- ② センターの詳細

<u> </u>	- Vノロナ 小川
	阪神(北)圏域
開設予定日	令和2年10月1日(木)
名 称	宝塚市医師会検査センター
運営主体	宝塚市医師会
実 施 日	月・水・金(祝日除く) 13:30~15:30
対 象 者	診療所等を受診した患者で、医師がPCR検査を必要と認めた者。
検査方式	・ドライブスルー方式 ・「唾液」検査(民間検査所へ委託) ・20人/日を予定

今後も、PCR検査体制のさらなる同圏域の拡充を目指し、他の圏域についても地域の実情に応じて設置を推進する。

#### 2 PCR検査体制

	区分	従 前	現状	目標
<i>生生红花</i> 玩	兵庫県	200	280	7 0 0
衛生研究所等	保健所設置市	4 9 0	5 3 0	5 3 0
	小 計	690	810	1, 230
民間検査機関		4 7 0	<u>580</u>	6 0 0
医療機関		3 2 0	4 3 0	670
合	計	1, 480	1, 820	2, 500

区	分	現 行 (令和2年8月28日改定)	<u>改定案</u>
対・	外出自粛等	○東京や大阪など、県境をまたぐ不要不急の移動を自粛特に、接待を伴う飲食店など感染リスクの高い場所への出入りの自粛を要請 ○高齢者や基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛するよう要請 ○発熱等の症状がある場合は外出を控えるよう要請 ○発熱が続くほか、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状があれば、帰国者・接触者相談センター(保健所)へ相談することを要請特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談をするよう要請○が介づ分等に基づく感染防止策がなされていない施設(特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等)の利用自粛を要請○大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意することを要請○大声での会話、回し飲みを避けるよう要請○感染防止策がなされていないイベント等への参加自粛を要請○接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コーナ追跡システム」の利用を要請	○次の事項を県民に要請する。 ・が介うイン等に基づく感染防止策がなされていない接待を伴う飲食店など感染リスクの高い施設の利用を目的とした、県境をまたぐ移動の自粛 ・が介うイン等に基づく感染防止策がなされていない感染リスクの高い施設(特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等)の利用の自粛高齢者や基礎疾患のある者は、特に注意すること・が介うイン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること・大声での会話、回し飲みを避けること・発熱等の症状がある場合は外出を控えること・発熱が続き、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状があれば、帰国者・接触者相談センター(保健所)へ相談すること特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談をすること・が介うイン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加自粛・接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コナ追跡システム」の利用
応 方 針	イベント	〇全国的・広域的な祭り・野外フェス等の中止又は延期の要請 〇がイト・ラインに基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請 〇開催の目安(7月10日~9月30日まで)・屋内:5,000人以下、定員の半分以内・屋外:5,000人以下、距離を十分確保※1,000人超のイベントは事前相談を要請	○かからいましまでである。       50%以内         ※1) 人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度       (注) 人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度         ※2 まの他開催制限の緩和条件など、9/11 付け内閣官房新型コロウケルスを強力を確保       (*2) 未の他関係制限の緩和条件など、9/11 付け内閣官房新型コロウケルスを強力を確保         ※1,000 人超のイベントは事前相談を要請

区	分	現 行 (令和2年8月28日改定)	<u>改 定 案</u>		
対応方句	事業 活 動	○業種ごとの感染予防が介うかに基づく感染防止策の徹底及び「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請 ○特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底 ○接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用促進を要請 ○社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請	○業種ごとの感染予防が付うかに基づく感染防止策の徹底及び「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請 ○特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底 ○接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用促進可能な限りQRコードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請 ○社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請		
針	出勤等	〇在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の推進 〇「三つの密」回避の促進	〇在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の推進 〇「三つの密」回避の促進		
	共通	○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進	○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進		

### <参考:感染状況の推移>

	7/17~7/23	7/23~7/29	7/29~8/1	8/1~8/14	8/14~8/26	8/26~9/1	9/1~
フェーズ (1日当たり新規感染者数 (直近1週間平均))	<b>感染警戒期</b> (10人以上)	<b>感染増加期</b> (20人以上)	<b>感染拡大期1</b> (30人以上)	<b>感染拡大期2</b> (40人以上)	<b>感染拡大期1</b> (30人以上)	<b>感染増加期</b> (20人以上)	<b>感染警戒期</b> (10人以上)

## イベント開催制限の考え方について (9/19~11/30)

- イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置がイベント主催者及び施設管理者の双方において<u>「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合</u>に、<u>以下の人数上限及び収容率要件の緩和を適用する</u>こととし、それ以外の場合は、従来の目安を原則とする。
- 〇「人数上限」と「収容率要件による人数」のいずれか小さい方を限度とする。
- 全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等(入退場や区域内の適切な行動確保が困難、参加者が自由に移動、名簿等で参加者の把握が困難なイベント)については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔(1m)を設けることを要請する。
- 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。
- 参加者が 1,000 人を超えるイベントの主催者に、県への事前相談を要請する。

## 1 人数上限

<u> </u>	
区 分	人数上限
①収容人数が10,000人を超える場合	収容人数の50%
②収容人数が 10,000 人以下の場合	5,000人

#### 2 収容率要件等

区	分	収容率		対 象 例	イベントの性質	
			音楽	クラシック音楽、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、 民族音楽、歌謡曲等のコンサート	・参加者の位置が固定 (座席や立ち位置固定)	
			演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、 読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	・入退場や区域内の適切な 行動確保が可能	
			舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	(区域が限定) ・名簿等で参加者の把握が	
			伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、 邦舞 等	- 石海寺で参加省の花篠が - 可能	
大声での	の歓声・	100%以内	芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等		
	がないこと としうる		公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、 行政主催イベント、タウンミーティング、 入学式・卒業式、成人式、入社式 等		
	収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しな	展示会	各種展示会、商談会、各種ショー 等	・参加者が自由に移動 ・入退場や区域内の適切な 行動確保が可能		
	い程度の間隔)を確保	地域の 行事	地域の集い等	(区域が限定)  ・名簿等で参加者の把握が   可能		
			その他	映画館、美術館、博物館、動物園、植物園、水族館、 遊園地等についても同様の考え方を適用		
			音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等	・参加者の位置が固定	
		5 0 %以内	スポーツ イベント	サッカー、野球、大相撲 等	│ (座席や立ち位置固定)  ・入退場や区域内の適切な   行動確保が可能	
			公営競技	競馬、競輪、競艇、オートレース	(区域が限定)	
		異なるグループ間では 座席を1席空け、同一	公演	キャラクターショー、親子会公演 等	│・名簿等で参加者の把握が │ 可能	
大声での歓声・ 声援等が想定され るもの	グループ(5人以内に限	ライブ ハウス等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント			
	が 50%を超える場合が	その他	遊園地(いわゆる絶叫系のアトラクション)について も同様の考え方を適用			
		50%以内 (収容定員が設定されて)	音楽・ 公演	野外ロックコンサート 等	・参加者が自由に移動 ・入退場や区域内の適切な 行動確保が可能	
		W各た貝が設定されて   いない場合は、十分な   人と人との間隔(1m)を   確保	地域の 地域の祭り 等 行事		_ 17勤催床が可能 - (区域が限定) - 名簿等で参加者の把握か - 可能	

(注)・実際のイベントが上表のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断・イベント中(休憩時間やイベント前後を含む。)の食事については、業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

## 〈感染防止のために実施する対策〉

- ①業種別ガイドラインに則した感染防止策の徹底
- ②大声を出さないことの担保(大声を出す者がいた場合、個別に注意等を実施。マスク着用を前提に隣の者との日常会話程度は可)
- ③飲食の制限(決められたエリア以外での飲食の制限。イベント前後や休憩時間中の食事等による感染防止の徹底)
- ④参加者及び出演者の制限(発熱等の症状がある者の入場・出演を確実に防止。検温の実施、払い戻し措置の規定等)
- ⑤参加者の把握(接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用。システムを利用できない参加者の連絡先等の把握)
- ⑥出演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除(マスクを持参していない者に主催者側でマスクを配布。出演者等と観客がイベント前後等に接触しない措置の実施。演者が発声する場合、舞台から観客の間隔を2m確保)
- ⑦イベント前後の行動管理(交通機関の分散利用、打ち上げ等の感染リスクのある行動の回避など、イベント前後の感染防止の注意喚起)
- ⑧「ひょうごスタイル」の徹底・促進(「3密」(密閉・密集・密接)の回避、マスクの着用、手洗い、消毒等)

令和2年4月7日

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部

(令和2年4月13日改定) (令和2年4月17日改定) (令和2年4月24日改定) (令和2年4月28日改定) (令和2年5月 4 日改定) (令和2年5月15日改定) (令和2年5月21日改定) (令和2年5月26日改定) (令和2年6月18日改定) (令和2年7月 9 日改定) (令和2年7月17日改定) (令和2年7月23日改定) (令和2年7月29日改定) (令和2年8月 1 日改定) (令和2年8月28日改定) (令和2年9月17日改定)

※下線は前回からの変更箇所

## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、同法第 24 条第 9 項及び第 45 条第 1 項の規定等に基づく緊急事態措置を実施してきた。

令和2年5月21日、本県は緊急事態措置実施区域としては解除されたが、引き続き感染防止対策を推進するとともに、生活の日常化と経済活動の回復を目指す必要があることから、以下の措置を実施する。

#### I **区域** 兵庫県全域

#### Ⅱ 期間

- ・緊急事態措置期間 令和2年4月7日~令和2年5月21日
- ・以後の対処方針実施期間 令和2年5月22日~

#### Ⅲ 措置

### 1 医療体制

#### (1) 入院体制

○現在、重症対応 110 床、中軽症対応 553 床の計 663 床を確保している。引き続き、重症 患者の医療に支障が生じないよう配意しつつ、一般医療とのバランスも考慮し、適切な 対応を行なう。

#### 【フェーズに応じた体制】

×	区分	感染小康期	感染警戒期			感染増加期	感	染拡大期 1		感染拡大期 2
新規患	安  陽性  者数  間平均)	10人未満		10人以上 (警戒基準)		20人以上		30人以上		40人以上
	構築   え方	15人/日の新規 数発生に対応				30人/日の新規点 発生に対応		40人/日の新規 数発生に対応		55人/日の新規患者数 発生に対応 <sup>(注)</sup>
病』	床数	200床程度 うち重症40床和				<b>4</b> 00床程度 うち重症70床		う500床程度 うち重症90床程	_	650床程度 うち重症120床程度
宿淮	自療養	200室程度		200室程度		300室程度		500室程度		700室程度

(注) 最大1日98人の患者発生(国の「新たな流行シナリオ」) に対応

- ○県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。
- ○感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を実施した入院病床を確保するため、空床補償 経費や診療報酬について一定の水準が確保されたが、県としても、空床補償経費に ついて国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し 入院患者受入の支援を行う。

あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が実施されるよう、人工呼吸器 や個人防護服等の整備を支援する。

○がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。

#### (2) 無症状者や軽症者への対応

- ○患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないよう、原則として入院後の 無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。
- ○現在、700室程度(5施設)を確保している。

#### (3) 外来医療体制の強化

- ○帰国者・接触者外来を70機関設置している。
- ○各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来等の設置について、関係市町及び 医師会等関係団体と協力して対応する。
- ○インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、地域の実情に応じて 発熱患者を診察できるよう、医師会等と協力し、外来・医療体制の整備を進める。

#### (4) 検査体制の強化

- ○衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来への PCR 検査機器購入支援などにより、 検査体制の充実を図り、2,500 件/日の検査件数を確保する。
- ○保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」について<u>8</u>ヶ所の開設を目指し、 引き続き取組みを推進する。

(申戸市 (6/8~)、姫路市 (7/3~)、西宮市 (8/18~)東播磨圏域 (8/28~)、淡路圏域 (9/1~)、<u>阪神圏域 (10/1~)</u>

- ○濃厚接触者のうち無症状者や、希望する妊婦にも検査を実施し対象を拡大する。
- ○医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりが疑われるなど、 クラスター(集団感染)の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外も幅広く関係者 を対象として検査を実施する。
- ○国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」 の利用者で、陽性患者との接触があるなどの通知があった方のうち、希望者に PCR 検査 を実施する。
- ○県健康科学研究所において、感染状況を踏まえ、PCR 検査試薬 15,000 件分を順次購入する。
- ○抗原検査について、救急患者の早期診断<u>やインフルエンザの流行期における発熱患者</u> <u>への検査等に活用していく。</u>
- ○抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を 推進する。

#### 【PCR検査体制】

Z	分	従 前	現状	目標
	兵庫県		<u>280</u>	700
衛生研究所等	保健所設置市	490	<u>530</u>	530
	小 計	650	<u>810</u>	1, 230
民間検査機関		240	<u>580</u>	600
医療機関		300	<u>430</u>	670
合 計		1, 190	<u>1,820</u>	2, 500

#### (5) 医療用マスク・防護服等の確保

- ○医療用マスクについては5月末、防護服等については6月上旬、医療機関において、 県全体で概ね3ヶ月分の使用量相当の在庫が確保された。
- ○さらに概ね6ヶ月分の使用量相当を医療機関に代わり県において保管<u>することとし、</u> 現時点において、サージカルマスクを除き保管済であり、今後、サージカルマスクの確保 に努める。

#### (6) 感染者受入医療機関等への支援

- ○ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町(神戸市を除く)で協働して、 (公財)兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附に よる勤務環境改善等の支援事業を実施する。集まった寄附金を、10月を目処に医療機関へ 配分する。
- ○神戸市は、こうべ医療者応援ファンドを(公財)こうべ市民福祉振興協会に創設し、同様 の事業を実施する。
- ○新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する 運営に要する経費(入院患者1人あたり12,000円/日)を支援する。
- ○感染者等への対応業務に従事した県立病院等の職員に対する特殊勤務手当を増額する。 (日額 300 円→3,000 円(感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は 4,000 円))

#### (7) 救急医療等地域医療体制の確保

- ○救急・周産期・小児医療機関において、感染の疑いのある患者とその他の患者が混在しない 動線確保(待合室の整備・新たな入口整備)や定期的な消毒など院内感染防止対策を推進 するとともに医療従事者の健康管理(検査経費)など、診療体制の確保を支援する。
  - ・設備整備補助 整備内容 簡易陰圧装置、簡易ベッド、空気清浄機等
  - ・支援金の給付

区分	金額
99 床以下	20,000 千円
100 床以上	30,000 千円

※100 床ごとに 10,000 千円を追加

※コロナ患者受入の場合、10,000 千円加算

○病院・診療所・薬局等における待合室を混在させないようにするレイアウト変更や院内 における研修など感染拡大防止対策を推進する。

	_ , _ 0
区 分	金額
病院(救急等以外)	2,000 千円/箇所
例院(教忌等以外)	50 千円/床
有床診療所(医科・歯科)	2,000 千円/箇所
無床診療所(医科・歯科)	1,000 千円/箇所
薬局、訪問看護ステーション、助産所等	700 千円/箇所

○医療関係団体等が行う、感染対策指導や普及啓発等に対して支援する。

#### (8) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

○医療機関に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。 令和2年7月14日(火)にコールセンターを開設し、8月3日(月)から県ホームページ に申請案内を掲載し、国保連において申請の受付を行っている。

対象施設	対象者	慰労金単価
県から役割を設定され、実際に新型コロナウイルス患者等を受入れた 施設等(宿泊療養施設も含む)	対象施設に、令和2年	200千円/人
県から役割を設定されたが、実際 に新型コロナウイルス患者等の受入 れがなかった施設	3月1日から6月30日 までの間に10日以上勤 務し、患者と接する従 事者(国基準により判	100千円/人
感染症対策に一定の役割を担った 施設	断)	50千円/人

#### (9) 海外からの帰国者への対応

- ○次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。
  - ・指定された場所(自宅など)での14日間の待機
  - ・保健所等による健康観察への協力
  - ・咳や発熱等の症状が現れた場合の帰国者・接触者相談センター(健康福祉事務所・ 保健所)への相談
  - ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

#### (10) 風評被害対策等

- ○次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。
  - ・医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静に対処すること
  - ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

#### 2 学校等

#### (1) 公立学校

[県立学校]

①教育活動

十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

なお、今後、県内外における感染者がさらに増加した場合においては、感染状況を 踏まえ、地域を限定することを検討する。

- ○感染防止対策
  - ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
  - マスクを着用する。
  - 換気を行う。
  - ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。 など

#### ②部活動

- ○十分な感染防止対策を実施したうえで、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り 方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。
- ○公式試合、練習試合、合同練習・合宿については、十分な感染防止対策を実施したうえで実施する。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

なお、今後、県内外における感染者がさらに増加した場合においては、感染状況を 踏まえ、地域を限定することを検討する。

#### ③心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と 連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充、学校単位での生徒アンケートの実施)
- キャンパスカウンセラーの活用促進
- 通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援

#### ④ 熱中症対策

エアコンの利用など教室内も含め、適切な温度管理に十分留意する。

[市町立学校・園(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・ 幼稚園型認定こども園)]

設置者に対して、上記の点に留意の上、市町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行うよう依頼する。

### [「次なる感染拡大」に備えた対応]

感染者が発生した場合、まずは学校単位での休業及び消毒等の対応を行う。さらに広域的な対応が必要となった場合は、県立学校は学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで対策を検討する。

#### (2) 県内大学

- ○授業の再開
  - ・臨時休業の要請を5月16日に解除
  - ・対面授業・課外活動等を再開する際の感染防止対策の徹底を要請
  - 各大学に対し、知事メッセージの学生への周知を要請

#### (県立大学)

- ・ 5月7日から、全学で本格的に遠隔授業を実施
- ・6月1日から、実験・実習や各種ゼミナール等から対面授業を順次再開
- ・後期授業(10月1日)から、十分な感染防止対策を実施したうえで、原則として対面授業を 実施

#### ○学生への支援

- ・アルバイト収入の減少等により修学の継続が困難となっている学生に、国の学生支援 緊急給付金(20万円(住民税非課税世帯の学生)又は10万円(左記以外の学生))を支給
- ・国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免と給付型奨学金支給 (急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象)
- ・兵庫県私費外国人留学生奨学金(月3万円)の給付等
- ・県立大学においては、上記の支援に加え、独自の授業料等の減免の拡充(入学金等の対象追加)、家計急変時の授業料等減免(急変後の所得見込により判定(4人世帯の場合は約500万円未満が目安)、授業料の納付猶予・分納等を実施

#### (3) 高専、私立学校(幼小中高·専修学校·各種学校)

- ○設置者に対して、十分な感染防止対策を実施したうえで教育活動・部活動等を実施する 県立学校の方針を周知する。
- ○高専、専修学校・各種学校に対し、知事メッセージの学生への周知を要請する。
- ○私立専門学校の授業料減免の支援(授業料の1/4相当分)を行い、学生の経済的負担 を軽減する。

#### 3 社会教育施設等

県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。 市町立施設等に対しては、感染防止対策の徹底を周知する。

- ○感染防止対策
  - ・来館者多数の場合の入場制限
  - ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
  - 発熱チェック
  - ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
  - ・演者と観客との一定の距離の確保(最低2m)
  - ・密閉・密集・密接状態の回避(休憩時間・回数増、換気など)
  - ・入館者の氏名・連絡先等の把握
  - ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

#### 4 社会福祉施設

#### (1) 高齢者施設、障害者施設等

- ○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所 について、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- ○面会者からの感染を防ぐため、<u>回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底した上で</u> の面会の実施及びオンライン面会等の活用を要請する。
- ○今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用 量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- ○高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応 方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス 感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを 運用する。

#### (2) 保育所(幼保連携・保育所型認定こども園を含む)・放課後児童クラブ

○保育所等については、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。

#### (3) 感染症対策

○介護サービス施設・事業所等における感染症対策に要する物品購入や外部専門家等による 研修実施など感染拡大防止対策を推進する。

#### 【主な助成対象施設】

区分	金	額
介護老人福祉施設	38 千	円/定 員
通所リハビリテーション事業所(通常規模型)	939 千	円/事業所
訪問介護事業所	534 千日	円/事業所
保育所	500 千	円/事業所

#### (4) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

- ○高齢者福祉施設等に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。 令和2年7月14日(火)にコールセンターを開設し、8月3日(月)から県ホームページ に申請案内を掲載し、国保連において申請の受付を行っている。
  - 介護・障害・救護

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生・濃厚接触者に対応し た施設・事業所	対象施設に、令和2年 3月1日から6月30日	200千円/人
感染者の発生・濃厚接触者への対応 はなかったが、感染症対策に一定の 役割を担った施設・事業所	までの間に10日以上勤務し、利用者と接する 従事者	50千円/人

• 児童福祉施設

対象施設	対象者	慰労金単価
	対象施設に、令和2年3月1日から6月 30日までの間に10日以上勤務し、利用者 と接する職員	200千円/人

#### 5 県立都市公園等

- ○県立都市公園については、感染防止対策を実施した上で開園する。
- ○下記の県立公園等について、感染防止対策を実施した上で開園する。
  - ・県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センター、県立フラワーセンター、県立但馬牧場 公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター

#### 6 外出自粛等の要請(法第24条第9項)

- ○次の事項を県民に要請する。
  - ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない接待を伴う飲食店など 感染リスクの高い施設の利用を目的とした、県境をまたぐ移動を自粛すること
  - ・<u>感染拡大予防ガイドライン等に基づく</u>感染防止策がなされていない<u>感染リスクの高い施設</u> (特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等) の利用を自粛すること

高齢者や基礎疾患のある者は、特に注意すること

- ・<u>感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、</u>大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること
- ・大声での会話、回し飲みを避けること
- ・発熱等の症状がある場合は、外出を控えること
- ・発熱が続き、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状があれば、帰国者・接触者 相談センター(保健所)へ相談すること
  - 特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談を すること
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加 を自粛すること
- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」(新しい生活様式)の推進 「3密」(密閉・密集・密接)の回避、身体的距離の確保、マスクの着用 等
- ○店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある 時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用 を要請する。

○新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を要請する。

## 7 イベントの開催自粛要請等 (~11月30日、法第24条第9項)

- 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は 延期を要請する。
- ○全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔(1m)を設けることを要請する。
- ○地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がお およそ把握できるものは、人数制限を行わない。
- ○催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。

<開催の目安>

(7月10日~9月18日まで)・屋内:5,000人以下、かつ定員の半分以下の参加人数

・屋外:5,000 人以下、かつ人との距離を十分に確保

(9月19日~11月30日まで)

区分	<u>収容率</u>	<u>人数上限</u>
大声での歓声・声援等が ないことを前提としうる もの ・クラシック音楽コンサート、演劇、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等	100%以内(*1)	①収容人数 10,000 人超 → 収容人数の 50%
大声での歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベ ント、公営競技、公演、ライブハ ウス・ナイトクラブでのイベント 等	50%以内(*2)	②収容人数 10,000 人以下 → 5,000 人

- (注1) 人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度
- (注 2) その他開催制限の緩和条件など、9/11 付け内閣官房新型コロナウイルス感染症 対策推進室事務連絡「11 月末までの催物開催制限等について」に留意
- \*1 席がない場合は適切な間隔を確保
- \*2 席がない場合は十分な間隔(1m)を確保
- ○イベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催 要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。
- ○「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と QR コードの掲示を要請する。
- ○店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。

#### 8 事業者への感染防止対策等の要請(法第24条第9項)等

- ○業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すと ともに、関係団体を通じて協力を要請する。
- ○特に接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品 衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。
- ○飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅 待機及び検査受診を要請する。
- ○社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- ○「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- ○「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、<u>可能な限り</u>QR コードの<u>テーブルやカウンターなどでの</u>掲示を要請する。
- ○店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。

- ○次の事項を事業者・関係団体に要請する。
  - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」(新しい生活様式)の推進
  - ・関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組 在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議、ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進、 職場での「3密」(密閉・密集・密接)回避の促進、職場内の換気の励行、発熱等の風邪 症状が見られる従業員への出勤免除

#### 9 事業活動への支援等

- (1) 企業等の事業継続支援
  - ① 中小企業融資制度による資金繰り支援
    - ·融資目標額1兆円→1兆3千億円
    - ・6つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対		当初3年間無利子、保証料軽減
応資金(無利子・無保	4,000 万円	6/22~限度額引上げ(3,000 万円→4,000
証料) (5/1~)		万円)
新型コロナウイルス感染症		無利子資金を超える資金需要に対応
保証料応援資金	5,000 万円	保証料 0.8%を県が全額補助、利率 0.7%
$(6/22\sim)$		
経営活性化資金	5,000 万円	迅速な融資・保証審査
$(3/16\sim)$		
借換貸付 (3/16~)	2億8,000万円	既往債務の返済負担を軽減、利率 0.7%
危機対応貸付	2億8,000万円	危機関連保証を活用、利率 0.7%
(3/16∼)		
新型コロナウイルス対策貸付	2億8,000万円	セーフティネット保証を活用、利率 0.7%
$(2/25\sim)$		

- ・信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・セーフティネット保証5号対象外業種(ぱちんこ屋等)について保証対象へ追加
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

#### ② 事業の継続を支える支援措置

#### ア 休業要請事業者経営継続支援事業

- ・国の持続化給付金に加え、県・市町協調による経営継続支援金の支給を推進
- ・ 5月7日以降の休業要請期間の延長に応じた事業主も対象に追加
- ・対象者の創業日要件をR2.3.31以前まで拡大

【5月6日までの休業】給付額:中小法人100万円、個人事業主50万円 (支給終了) (飲食店・宿泊業等:法人30万円、個人15万円)

※休業期間に応じて給付額は異なる

【5月7日以降の休業】給付額:中小法人30万円、個人事業主15万円 (飲食店・宿泊業等:法人10万円、個人5万円)

#### イ 持続化給付金の活用

対象:売上が50%以上減少した事業者、金額:法人200万円、個人事業主100万円(上限)

#### ウ 家賃支援給付金の活用

対象:売上が50%以上減少(又は連続3ヶ月で30%以上減少)した事業者

金額:法人@100万円×6月、個人@50万円×6月(上限)

#### エ 雇用調整助成金の活用

- ・ 4月1日から12月31日まで特例措置により拡充
  - a) 助成率引上:大企業 1/2→2/3、中小2/3→4/5 (解雇等を行わない場合は大企業 3/4、中小10/10)
  - b) 助成上限額引上: 一人あたり 8,330 円/日→15,000 円/日
  - c) 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

#### オ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用

休業中に賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給する。

#### カ 中小企業のための特別相談窓口の設置

・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

#### ③ ポストコロナを見据えた事業展開への支援

#### ア 中小企業事業再開支援金

・ひょうごスタイルにあわせて事業者が取り組む感染防止対策を支援

区分	中小法人	個人事業主
単一事業所企業	20 万円	10 万円
複数事業所企業	40 万円	20 万円

#### (参考:国制度) 小規模事業者持続化補助金

通常枠	特別枠(コロナ特別対応型)	
販路開拓等の支援	サプライチェーンの毀損への対応 非対面型ビジネスモデルへの	
		転換、テレワーク環境の整備
上限 50 万円·補助率 2/3	上限 100 万円・補助率 2/3	上限 100 万円・補助率 3/4

【事業再開枠】上記に加えて感染防止対策の取組に上乗せ補助:上限 50 万円

#### イ 収束後における地域経済の活性化

- ・がんばるお店お宿応援事業:10万円(定額)、5,000件 飲食店や宿泊施設等によるテイクアウト・デリバリー等の参入を支援
- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業(事業規模 16 億円:県2/3、市町1/3) 商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援
- ・地域企業デジタル活用支援事業:300万円(補助率3/4)、490件 AI・ロボット等の活用、テレワークの推進等を支援

#### ウ 新たなワークスタイルの推進(ひょうご仕事と生活センター)

・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

#### ④ 生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築

・産業立地条例に基づく補助金等を拡充

区八 四石		77. / ·	拡充	
	区分	現行	県内全域での幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築対策
	不動産 取得税	1/2軽減 (拠点地区・促進地域)	同左	【一般地域 】 1/2軽減 【促進地域】 3/4軽減
税軽減	法人 事業 税	【一般地域】 1/4軽減・5年間 (拠点地区1/3軽減・5年間) 【促進地域】 1/2軽減・5年間	【一般地域】 1/3軽減・5年間 (拠点地区1/2軽減・5年間) 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2軽減・5年間 【促進地域】 3/4軽減・5年間
補助。	設備投資補助	【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
金   	雇用補助	【一般地域】 新規正規雇用 : 30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用 : 60万円/人 新規非正規雇用: 30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用 : 45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用 : 90万円/人 新規非正規雇用: 同左

<sup>※</sup>サプライチェーン強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

## (参考:国制度)サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材 に関するサプライチェーンを強靱化

※工場の建物取得費、設備費等を対象

補助率:大企業 1/2~2/3 以内、中小企業等 2/3~3/4 以内、補助上限額:150 億円

#### ⑤ 雇用対策の強化

ア 緊急対応型雇用創出事業

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対して、次の雇用までのつなぎの雇用を創出(実施規模:500人→1,000人)

イ 緊急雇用対策職業訓練

<u>離職者等の就職促進のため、IT・資格取得コース等の就職に有利なスキル向上</u>につながる職業訓練を実施(拡充規模: 21 コース 400 人 $\rightarrow 41$  コース 800 人)

#### (2) 観光振興

6月19日~Welcome to Hyogo キャンペーンを展開し、旅行市場の回復段階に応じ需要を 喚起(県内・近隣府県から徐々に国内遠隔地に拡充)

・ "ひょうごのお得旅" キャンペーン

区分	事業内容
県内宿泊に使える割引クーポンの配布	2 千円/泊
スキー場周辺地域での夏合宿等割引支援	延べ5人泊以上:2千円/泊
県内温泉地での宿泊に対しおみやげ購入券配布	2千円/宿泊1万円以上
(第1弾7~9月、第2弾10月~)	1 千円/宿泊 5 千円~1 万円

・ひょうご五国のバス旅支援

the state of the s	
区分	事業内容
ひょうごツーリズムバスの拡充	1台あたり宿泊6万円、
	日帰り3万円
県特産品付き五国交流バスツアー造成支援	参加者に2千円相当の特産品贈呈

・ホテル等でのコンベンション開催支援

会場参加者の規模に応じ補助

 $(100\sim500 \text{ 人}:50 \text{ 万円} 500\sim1000 \text{ 人}:100 \text{ 万円} 1000 \text{ 人}\sim:200 \text{ 万円})$ 

・宿泊施設での感染防止対策への支援

感染拡大予防ガイドラインを踏まえた対策を実施する宿泊施設を支援

(1 施設上限:30万円、2 施設上限:60万円)

#### (3) 生活福祉資金特例貸付の拡充

3月25日から新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施するための貸付原資19,988,000千円を助成する。

#### (4) 税制上の特例措置等

- ・徴収の猶予制度の特例(収入が概ね20%以上減少した者は、1年間猶予)
- ・住宅ローン控除(住民税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)
- ・自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減(1%軽減)の延長(令和2年度末まで)
- ・耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例(不動産取得税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)
- ・自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進

#### (5) 特別定額給付金の早期支給

特別定額給付金の円滑な支給のため、申請の受付・給付事務を行う市町への助言等を実施

#### (6) 農林水産事業者への支援

#### ① 資金繰り支援

・美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充(当初3年間無利子化、貸付期間延長、 融資限度額引上げ)

#### ② 事業継続支援

- ・山田錦等酒米持続的生産応援事業(影響を受けた山田錦生産者が取り組む作付転換、 給食活用、商品開発、需要開拓等への支援)
- ・漁業経営安定対策事業(影響を受けている漁業協同組合に対して、固定経費の一部を 支援)

【対象要件】5~12月において下記のいずれかに該当する漁協

- (ア) いずれか1ヵ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- (4) 3ヵ月間の売上高が連続して前年同月比で30%以上減少

#### 【補助額】

固定経費に対し、月額 750 千円までの部分の 2/3、月額 750 千円を超え 2,250 千円 の部分の 1/3 (上限 1,000 千円/月、6 ヵ月分)

・外食産業インバウンド需要回復支援事業(インバウンド需要の減少により売上が減少した 外食事業者に対して、換気設備などの施設整備を支援)

#### 【対象経費】

- (ア) 衛生管理改善設備の導入
- (イ) 業態転換のための改装

#### 【補助率】1/2

・輸出食品製造施設等導入支援事業(輸出先国のニーズの変化や食品衛生規制に対応する ために、食品製造業者や流通事業者等が行う設備導入等の取組を支援)

#### 【対象経費】

- (7) 施設、機器設備費
- (イ) コンサル費、認証取得費等

【補助率】1/2

#### ③ 需要喚起・販売促進

- ・県産農産物、水産物販売促進事業(料理教室や動画配信など、野菜・花き・水産物等のプロモーションを実施)
- ・ 県産ブランド牛肉消費拡大事業(県産ブランド牛肉 5,000 円の購入毎に「ビーフ 1,000 円 券」を配布)
- ・県産和牛肉等学校給食提供事業(県内小中学校等の給食で、県産牛肉・地鶏・水産物を提供)
- ・県産農産物等ECサイト活用販売支援事業(県産農産物等のECサイトへの出店支援) 【対象経費】ECサイト出品時の初期経費

【補助額】 160 千円 (補助率 1/2)

## 【参考】各種 Go To キャンペーン事業について

Go To トラベル事業

宿泊・日帰り代金の 1/2 相当額を支援(支援上限:宿泊2万円、日帰り1万円) ※旅行代金の7割(35%)[実施中]

土産店、飲食店等で使用する地域共通クーポン3割(15%) 「開始予定 10/1 以降」

- ② Go To Eat 事業
  - ア 25%プレミアム上乗せの食事券を発行(購入上限:2万円)[開始予定 12/1] イ オンライン飲食店予約サイト経由で予約・来店した消費者にポイントを付与[開始予定 10/1 以降]
- ③ Go To 商店街事業

商店街が実施するイベント等を支援(1 商店街:300 万円)[開始予定10 月中旬以降] ※広域連携でプロモーション等を実施する場合500 万円上乗せ

④ Go To イベント事業

イベント等のチケット購入代の2割を支援[開始予定10月中旬以降]

#### 10 県としての対応等

#### (1) 職員の感染予防対策

- ・会議・打合せでのマスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
- ・テレビ会議システムの活用
- ・県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような 方法により実施
- ・在宅勤務・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用

#### (2) 補正予算の実施等

・国の補正予算等に基づき編成した県の補正予算(4月補正、6月補正、7月補正)の速やかな実施を図るとともに、県の9月議会に9月補正予算案を提出する。

#### (3) 組織体制の整備

- ○「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する。(7月1日付)
  - ・健康福祉部に新たに「感染症等対策室(室長:本庁局長級)」を設置し、同室に「感染症 対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
  - ・感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務
- ○庁内連携により、感染症対策業務の人員体制を確保する。

## 「改めて、うつらない・うつさない宣言」

兵庫県内の新型コロナウイルスの新規感染者数は、9月1日より17日間、一週間平均10人以上の「感染警戒期」の水準にあり、県内でもクラスターが発生するなど、依然として警戒が必要です。

兵庫県では、新規感染者の濃厚接触者や関係者には直ちにPCR検査を行い、その確定のもと第二次感染を防止し封じ込めています。また、医療体制に不安はありません。

県民、事業者の皆様には、改めて、次のことについて、取組の徹底をお願いします。

#### 【県民の皆様へ】

- ○ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない接待を伴う飲食店など**感染リ** スクの高い施設の利用を目的とした、県境をまたぐ移動を控えましょう。
- ○ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない感染リスクの高い施設(特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等)の利用を控えましょう。
- ○ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における大人数での会食 や飲み会はやめましょう。
- ○**発熱が続き、倦怠感、味覚障害等の症状**があれば、帰国者・接触者相談センター(保健所)へ相談してください。
  - 特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、**高齢者や基礎疾患をお持ちの方**は、早めに ご相談ください。
- ○接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用をお願いします。
- ○3密の回避など、「ひょうごスタイル」に取り組んでください。特に、マスクの着用 を徹底してください。

## 【事業者の皆様へ】

- ○ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底し、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示してください。
- ○酒類の提供を行う飲食店や歌唱を伴う飲食店など、感染リスクの高い店舗等は、特に対策を徹底しましょう。
- ○職場における3密を避け、商談など、やむを得ず対面で会話する際は、距離を確保し、マスクを必ず着用しましょう。
- ○「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、QRコードのテーブルやカウンター などでの掲示をお願いします。

## 【イベント主催者・施設管理者の皆様へ】

- ○イベント開催にあたっては、換気、消毒などの**基本的な感染防止策**のほか、**人と人と の間隔の確保**を徹底してください。
- ○検温や手指消毒とともに、マスクを持参していない参加者にマスクを配布するなど 参加者**全員がマスクを着用**できるよう、予め準備しておきましょう。

これからも油断せず、県民の皆様、事業者の皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」 との強い思いで取り組むことが大切です。一層のご理解、ご協力をお願いします。

令和2年9月17日